

石巻市監査委員告示第1号

平成22年12月2日付け石巻市監査委員告示第14号で公表した病院局の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成23年1月5日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 健 治

石病管第14号

平成23年1月4日

石巻市監査委員 柴山耕一 殿

石巻市監査委員 矢川昌宏 殿

石巻市監査委員 高橋健治 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成22年12月2日付け石監第29号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>○ 石巻市立病院 事務部門 総務課</p> <p>【行政財産目的外使用料】</p> <p>石巻市立病院におけるガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していた。</p> <p>石巻市立病院行政財産目的外使用料規則に基づき適正に算定されたい。</p> <p>なお、ガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る目的外使用料の算定は、平成10年の石巻市立病院の開院時に、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準（以下「市算定方法」という。）と同様の方法（1平方メートル当たりの仮固定資産評価額×使用面積×算定率）で算定するよう石巻市立病院行政財産目的外使用料規則（以下「市立病院規則」という。）により定められている。</p> <p>しかしながら、その後、市算定方法は3年ごとに算定方法(算定率)の見直しがなされているにもかかわらず、市立病院規則は改正がなされていないため、現在では市算定方法とは異なったものとなっている。</p> <p>よって、ガス整圧器(ガバナー)設置用地に係る目的外使用料の算定方法が、市算定方法と整合するよう規定の見直しを図られたい。</p> <p>（内容）</p> <p>石巻市(石病総)指令第5号</p> <p>誤徴収額 13,214円</p> <p>正徴収額 12,705円</p> <p>過大徴収額 509円</p>	<p>今回の算定誤りは、算定率を誤って用いたために発生したものであり、過大徴収分につきましては、還付手続きを行うとともに、今後の再発防止に向けてその都度関係法令等を確認し、複数職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p> <p>また、ガス整圧器設置用地に係る行政財産目的外使用料の算定方法につきましては、市算定方法（算定率）と整合するよう規則を見直すこととし、市関係課と協議いたします。</p>
<p>○ 牡鹿病院 事務部門</p> <p>【行政財産目的外使用料】</p> <p>牡鹿病院における売店等に係る行政財産目的外使用許可事務において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。</p> <p>石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p>	<p>今回の算定誤りは、建築費指数を誤って用いたために発生したものであり、過少徴収分につきましては、追加徴収手続きを行うとともに、今後の再発防止に向けてその都度関係法令等を確認し、複数職員による確認を行うなど、事務処理のチェック機能が適正に働くよう体制の確保を図ります。</p>

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>（内容）</p> <p>石巻市（石牡鹿病）指令第1号</p> <p>誤徴収額 138,538円</p> <p>正徴収額 157,734円</p> <p>過少徴収額 19,196円</p> <p>石巻市（石牡鹿病）指令第2号</p> <p>誤徴収額 14,905円</p> <p>正徴収額 16,971円</p> <p>過少徴収額 2,066円</p> <p>石巻市（石牡鹿病）指令第3号</p> <p>誤徴収額 14,503円</p> <p>正徴収額 16,512円</p> <p>過少徴収額 2,009円</p> <p>石巻市（石牡鹿病）指令第4号</p> <p>誤徴収額 3,088円</p> <p>正徴収額 3,515円</p> <p>過少徴収額 427円</p>	

2 監査結果報告に添える意見

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>○行政財産目的外使用料規則の整備について</p> <p>行政財産を目的外使用させる場合に徴収する使用料の算定において、石巻市立病院と雄勝病院は石巻市立病院行政財産目的外使用料規則により算定しているが、牡鹿病院は石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準により算定しており、病院事業の中で異なる方法で算定されていた。</p> <p>これは、地方公営企業法第33条第3項の規定により、地方公営企業の用に供する行政財産を地方自治法第238条の4第7項の規定により使用させる場合に徴収する使用料に関する事項については、管理者が定めるとされているにもかかわらず、一部において規程が未整備であることによるものである。</p> <p>よって、病院事業に共通した規程の整備が望まれるところであるが、各病院の地域性や利用状況等が異なっている現状であるので、利用者への利便性が低下することのないよう配慮した上で、各病院に適した規程の整備について検討されたい。</p>	<p>今回の意見を踏まえ、行政財産目的外使用料の算定は、3病院が共通した規程を適用し、算定しなければならないと考えているが、各病院の地域性や利用状況等が異なっている現状があることから、利用者への利便性が低下することのないよう石巻市立病院行政財産目的外使用料規則の改正等について、検討していきます。</p>